

第 52 期平成 29 年度第 6 回
香川地方最低賃金審議会
会 次 第

平成 29 年 12 月 21 日(木)
高松サンポート合同庁舎 702 会議室

- 1 開 会
- 2 局長挨拶
- 3 議 題
 - (1) 平成 29 年度最低賃金の改定状況について
 - (2) その他
- 4 閉 会

第 52 期平成 29 年度第 6 回 香川地方最低賃金審議会 資 料 目 次

1 香川県の最低賃金	01
2 平成 29 年度香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況	03
3 香川県最低賃金の改正決定	
(1) 香川県最低賃金（答申文）	05
(2) 当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申文）	09
4 特定（産業別）最低賃金の改正決定	
(1) 最低賃金の改正決定の必要の有無について（答申文）	11
(2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金（答申文・報告文）	13
(3) 香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信 機械器具製造業最低賃金（答申文・報告文）	19
(4) 香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最 低賃金（答申文・報告文）	25
(5) 香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金（答申文・報告文）	31
5 (1) 香川県の特定最低賃金の推移	37
(2) 特定最低賃金対象業種の状況	39
6 すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました	41
7 平成 29 年度特定（産業別）最低賃金審議・決定状況（都道府県別）	43

最低賃金、確認した？

香川県の最低賃金

◎地域別最低賃金

香川県内の事業場で働くすべての労働者（臨時、パートタイマー、アルバイトなどを含む）に適用されます。

件名	時間額	効力発生年月日
香川県最低賃金	766円	平成29年10月1日

◎特定最低賃金（産業別最低賃金）

下記の業種に該当する事業場で働く労働者には、特定最低賃金（産業別最低賃金）が適用されます。

件名	時間額	適用除外される労働者 (この欄に掲げる労働者は、上記の 香川県最低賃金が適用になります。)	効力発生年月日
冷凍調理食品製造業最低賃金	767円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は雑役の業務 ロ 手作業による原料の前処理の業務 ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務	平成29年12月15日
はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金	890円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年12月15日
船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金	903円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者	平成29年12月15日
電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 (*光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業、電池製造業、その他の電気機械器具製造業を除く)	841円	(1) 18歳未満又は65歳以上の者 (2) 雇入れ後6月末満の者であって、技能習得中のもの (3) 次に掲げる業務に主として従事する者 イ 清掃、片付け又は貯いの業務 ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務(これらの業務のうち流れ作業の中に行う業務を除く。)	平成29年12月15日

○使用者は、最低賃金以上の賃金を労働者に支払わなければなりません。

○最低賃金以上の賃金を支払わないときには、罰則が適用されることがあります。

○最低賃金には、臨時に支払われる賃金（結婚手当等）・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）、時間外・休日・深夜の割増賃金、精勤手当、通勤手当、家族手当は算入されません。

【最低賃金についてのご相談・お問い合わせ先】

香川労働局労働基準部 賃金室 087-811-8919

労働基準監督署

・高松 087-811-8946 ・丸亀 0877-22-6244 ・坂出 0877-46-3196
・観音寺 0875-25-2138 ・東かがわ 0879-25-3137

平成29年度 香川地方最低賃金審議会及び同専門部会の開催状況

香川労働局

区分	開催月日と主な議題			
香川地方 最低賃金審議会	① H29年7月3日 ・審議会運営規程等承認 ・審議の進め方等承認 ・令6条5項適用の決議 ・議事録署名委員の指名 ・香川県最賃の改正諮問 ⑤ H29年8月22日 ・香川県最賃の答申内容に 係る異議申出について審議 ・H29.8.4付け答申どおり 決定することが適當との答申	② H29年7月24日 ・参考人意見聴取 ・今後の審議日程	③ H29年8月1日 ・中賃の目安伝達 ・特定(冷食、機械、電気、船 舶)最賃改正の必要性の有無 の諮問 ・今後の審議日程	④ H29年8月4日 ・香川県最賃の改正決定 答申内容、時間額766円 (+24円、3.23%アップ) ・特定(冷食、機械、電気、船 舶)最賃改正の必要性有の答申 ・特定(冷食、機械、電気、船 舶)最賃の改正諮問
29.4.21 委員委嘱	⑥ H29年12月21日 ・香川県及び全国の地域別最 賃、特定最賃の改定状況報告	⑦(H30年3月中旬) ・30年度特定最賃改正等の意 向確認 ・30年度審議の進め方等(案) の審議		
運営小委員会	① H29年8月1日 ・特定(冷食、機械、電気、船 舶)最賃改正の必要性の有無 審議			
29.7.3 委員指名				
公益委員会				
実地視察	H29年9月13日 ・事業場視察			
香川県最低賃金 H29.8.25 委員委嘱	① H29年7月24日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・生活保護関連資料説明 ・議事録署名委員の指名 ・今後の審議日程	② H29年8月1日 ・最低賃金基礎調査結果説明 ・金額審議	③ H29年8月3日 ・金額審議	④ H29年8月4日 ・金額審議 ・全会一致で結審、答申 答申内容、時間額766円 (+24円、3.23%アップ) 平成29年10月1日効力発生
専門会 H29.8.25 委員委嘱	① H29年9月25日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	② H29年10月2日 ・金額審議	③ H29年10月5日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給767円 (+15円 1.99%アップ) H29.12.15 指定日発効	
部門会 H29.8.25 委員委嘱	① H29年9月19日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H29年9月20日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H29年10月13日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給890円 (+21円 2.42%アップ) H29.12.15 指定日発効	
部会 H29.8.25 委員委嘱	① H29年9月19日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H29年10月3日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H29年10月13日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給903円 (+22円 2.50%アップ) H29.12.15 指定日発効	
会員会 H29.8.25 委員委嘱	① H29年9月19日 ・部会長、同代理の選出 ・運営規程等承認 ・今後の審議日程 ・議事録署名委員の指名	② H29年9月21日 ・参考人意見聴取(意見書) ・最低賃金基礎調査結果等説明 ・金額審議	③ H29年10月10日 ・金額審議 全会一致 答申内容 時間給841円 (+19円 2.31%アップ) H29.12.15 指定日発効	
H29.8.25 委員委嘱				

平成29年8月4日

香川労働局長
辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成29年7月3日付け香労発基0703第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のとおりの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり平成20年8月6日付け中央最低賃金審議会の「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方に基づき最新のデータで比較したところ、平成27年10月1日発効の香川県最低賃金（時間額719円）は、平成27年度の香川県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

当審議会としては、政府において、中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための効果的な支援や、取引条件の改善等に積極的に取り組むことを強く要望する。

香川県最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で事業を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 766円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

平成29年10月1日 指定日発効とする

香川県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件 名 香川県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額 719円
- (3) 発 効 日 平成27年10月1日

2 生活保護

- (1) 比較対象者
12～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度
平成27年度
- (3) 生活保護水準（平成27年度）
生活扶助基準（第1類費+第2類費+期末一時扶助費）の香川県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（91,517円）。

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の(2)に掲げる金額の1箇月換算額（註）と上記2の(3)に掲げる金額とを比較すると、香川県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

（註）1箇月換算額

$$719\text{円} \text{ (香川県最低賃金)} \times 173.8 \text{ (1箇月平均法定労働時間数)} \\ \times 0.832 \text{ (可処分所得の総所得に対する比率※)} = 103,969\text{円}$$

平成 29 年 8 月 22 日

香川労働局長

辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



当最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について（答申）

平成 29 年 8 月 22 日貴職から、8 月 17 日付け香川県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する香川県労働組合総連合からの異議申出に関し意見を求められたので、当審議会において異議の内容及び理由について慎重に審議した結果、下記の結論に達したので答申する。

記

平成 29 年 8 月 4 日付け答申どおり決定することが適當である。

平成 29 年 8 月 4 日

香川労働局長
辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 1 日付けをもって最低賃金法第 21 条の規定に基づき貴職から諮問のあった「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」の改正決定の必要性の有無について、慎重に審議した結果、下記のとおりの結論に達したので答申する。

記

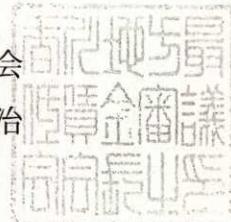
「香川県冷凍調理食品製造業最低賃金」、「香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金」、「香川県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金」及び「香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金」について、改正決定することを必要と認める。

平成 29 年 10 月 5 日

香川労働局長
辻知之 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治



香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（1） 18歳未満又は65歳以上の者

（2） 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

（3） 次に掲げる業務に主として従事する者

　イ 清掃、片付け又は雑役の業務

　ロ 手作業による原料の前処理の業務

　ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 767円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

別添

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成29年9月25日 (香川労働局第1会議室)

- 1 部会長に柴田委員、部会長代理に松浦委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 参考人意見聴取
- 5 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 6 金額審議

第2回専門部会開催

平成29年10月2日 (高松サンポート合同庁舎401会議室)

- 1 金額審議

第3回専門部会開催

平成29年10月5日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議
- 2 一致したことにより報告文及び答申文作成
- 3 答申

平成 29 年 10 月 5 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金専門部会

部会長 柴田 潤子

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 29 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

柴田 潤子
高塚 順子
松浦 明治

労働者代表委員

楠本 敏久
國方 利泰
林 泰宏

使用者代表委員

大麻 素久
濱田 徹
横山 正久

別 紙

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で冷凍調理食品製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が冷凍調理食品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は雑役の業務

ロ 手作業による原料の前処理の業務

ハ 手作業による容器の洗浄、ラベル貼り、紙箱の組立て、容器詰め又は包装の業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 767円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

平成 29 年 10 月 10 日

香川労働局長
辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治



香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、
情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 2 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

別 紙

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 841円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

別添

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成29年9月19日 (サンポートホール高松 62会議室)

- 1 部会長に東委員、部会長代理に柴田委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

平成29年9月21日 (香川労働局第1会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成29年10月10日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議 (公益案提示)
- 2 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 3 答申

平成 29 年 10 月 10 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県電子部品・デバイス・電子回路、
電気機械器具、情報通信機械器具製造業
最低賃金専門部会

部会長 東 圭介

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信
機械器具製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 29 年 8 月 4 日付、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

東 圭介

土田 和樹

木下 和洋

佐川 友佳子

西川 啓二

久保 仁

柴田 潤子

真鍋 貴光

福家 正一

別 紙

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、 情報通信機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で電子部品・デバイス・電子回路製造業（光ディスク・磁気ディスク・磁気テープ製造業及び当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、電気機械器具製造業（電池製造業、その他の電気機械器具製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）、情報通信機械器具製造業又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が電子部品・デバイス・電子回路製造業、電気機械器具製造業又は情報通信機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃、片付け又は貯いの業務

ロ 手作業により又は手工具若しくは卓上旋盤、卓上ボール盤、手持電動工具その他これらに準ずる操作が容易な小型動力機を用いて行う運搬、包装、箱詰め、袋詰め、みがき、選別、検査、組立て、取付け、マーク打ち、塗油、組線、巻線、かしめ、穴あけ、ねじ切り、曲げ、打抜き又はバリ取りの業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 841円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

平成 29 年 10 月 13 日

香川労働局長
辻知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 2 号をもって貴職から諮問の
あった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達
したので答申する。

別 紙

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

別添

香川県はん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、 業務用機械器具製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成29年9月19日 (サンポートホール高松 62会議室)

- 1 部会長に高塚委員、部会長代理に松浦委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名
- 4 審議日程の調整

第2回専門部会開催

平成29年9月20日 (高松サンポート合同庁舎 401会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成29年10月13日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議
- 2 金額審議 (公益案提示)
- 3 結論に達したので報告文及び答申文作成
- 4 答申

平成 29 年 10 月 13 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、
業務用機械器具製造業最低賃金専門部会
部会長 高塚 順子

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具
製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 29 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

労働者代表委員

使用者代表委員

佐川 友佳子

末沢 章伸

川西 英忠

高塚 順子

中村 亨

近澤 亨

松浦 明治

山中 功

村上 康裕

別 紙

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内ではん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、業務用機械器具製造業（計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業、武器製造業及びこれらの産業において管理、補助的経済活動を行う事業所を除く。以下同じ。）又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動がはん用機械器具製造業、生産用機械器具製造業又は業務用機械器具製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 890 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）。

平成 29 年 10 月 13 日

香川労働局長 辻 知之 殿

香川地方最低賃金審議会
会長 松浦明治



香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について（答申）

当審議会は、平成 29 年 8 月 4 日付け香労発基 0804 第 2 号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので答申する。

別 紙

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 903円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

別添

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金専門部会審議経過概要

第1回専門部会開催

平成29年9月19日 (サンポートホール高松62会議室)

- 1 部会長に松浦委員、部会長代理に東委員を選出
- 2 専門部会運営規程等の承認、審議の進め方・関係資料の説明
- 3 議事録署名委員の指名

第2回専門部会開催

平成29年10月3日 (高松サンポート合同庁舎702会議室)

- 1 参考人意見聴取
- 2 最低賃金に関する基礎調査結果説明
- 3 金額審議

第3回専門部会開催

平成29年10月13日 (香川労働局第1会議室)

- 1 金額審議
- 2 一致したことにより報告文及び答申文作成
- 3 答申

平成 29 年 10 月 13 日

香川地方最低賃金審議会

会長 松浦 明治 殿

香川地方最低賃金審議会

香川県船舶製造・修理業、

舶用機関製造業最低賃金専門部会

部会長 松浦 明治

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、平成 29 年 8 月 4 日、香川地方最低賃金審議会において付託された香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙のとおりの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は、下記のとおりである。

記

公益代表委員

東 圭介
佐川 友佳子
松浦 明治

労働者代表委員

鞍井 尚治
濱岡 光治
福家 良一

使用者代表委員

安部 忠之
香西 祐司
槇田 昂

別 紙

香川県船舶製造・修理業、舶用機関製造業最低賃金

1 適用する地域

香川県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業、舶用機関製造業、当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業、舶用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6ヶ月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 清掃、片付け又は雑役の業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間 903円

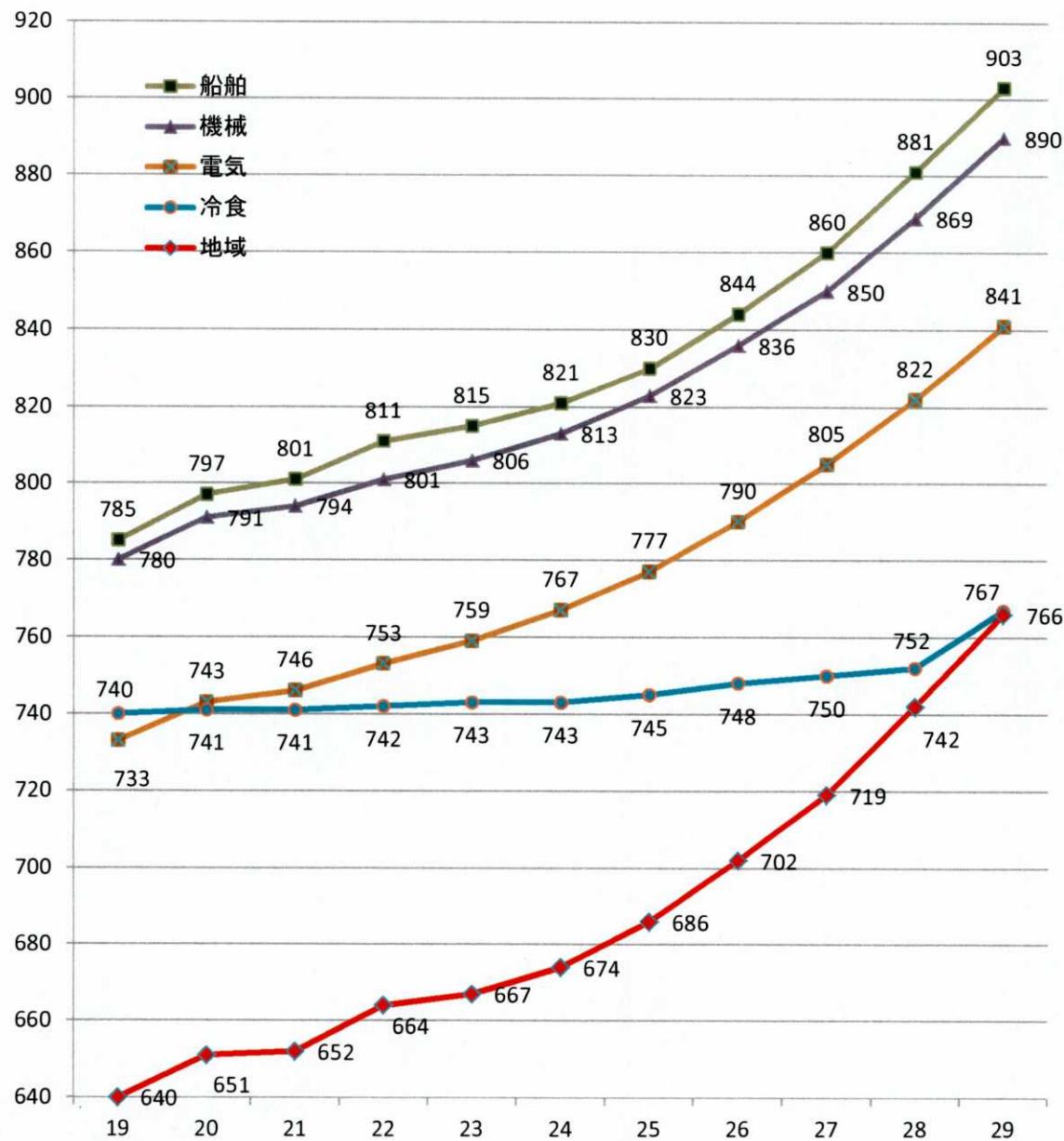
5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

指定日発効（平成29年12月15日）

香川県の特定最低賃金の推移



年度	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
船舶	785	797	801	811	815	821	830	844	860	881	903
機械	780	791	794	801	806	813	823	836	850	869	890
電気	733	743	746	753	759	767	777	790	805	822	841
冷食	740	741	741	742	743	743	745	748	750	752	767
地域	640	651	652	664	667	674	686	702	719	742	766

特定最低賃金対象業種の状況

資料No.5-2

1 適用事業場数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
冷食	24	24	24	52	47	47	48
機械	342	300	291	281	339	338	341
造船	196	210	200	211	158	169	201
電気	138	119	115	122	145	145	129

2 基幹労働者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
冷食	1,443	909	901	1,691	1,523	1,438	1,600
機械	6,081	6,503	5,619	5,509	6,268	6,274	6,735
造船	2,852	3,688	4,046	4,320	4,471	4,430	4,308
電気	4,335	2,841	2,751	3,119	4,203	5,144	5,421

3 申出者が代表する基幹労働者数の推移

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
冷食	493		521	502	496	593	651
機械	2,094	2,115	2,197	2,455	2,640	2,731	2,774
造船	2,309	2,311	2,154	1,760	1,764	2,025	2,057
電気	2,135	2,124	2,100	2,009	1,938	1,971	1,835

4 影響率(()内は未満率)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
県最賃	1.1% (0.8%)	2.0% (1.3%)	1.7% (0.8%)	3.5% (0.5%)	2.8% (1.7%)	4.5% (1.2%)	6.6% (1.1%)

基幹労働者

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
冷食	(5.1%) (5.1%)		6.4% (5.9%)	6.6% (6.4%)	3.5% (3.0%)	6.0% (4.1%)	5.6% (2.7%)
機械	3.6% (2.6%)	3.5% (2.9%)	4.3% (3.9%)	4.0% (3.2%)	3.1% (2.6%)	4.7% (3.2%)	6.5% (3.9%)
造船	6.2% (6.2%)	4.0% (2.6%)	2.8% (2.2%)	5.0% (2.5%)	4.9% (1.3%)	4.1% (3.9%)	7.5% (3.9%)
電機	5.0% (3.1%)	6.7% (5.7%)	2.9% (2.9%)	4.9% (2.5%)	8.0% (1.6%)	7.3% (4.8%)	9.4% (6.4%)

5 中位数(単位円)全労働者

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
冷食	818	867	857	888	877	978	897
機械	1,318	1,266	1,283	1,249	1,282	1,351	1,309
造船	1,370	1,455	1,406	1,392	1,313	1,470	1,350
電気	1,136	1,152	1,181	1,190	1,196	1,275	1,243

* 賃金の低い者から高い者へと順番に並べた時に、ちょうど真ん中に位置する者の賃金額。

6 各年の引上げ額の推移(単位円)

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
中賃目安(Cランク)	1	4	10	14	16	22	24
目安上積額	+2	+3	+2	+2	+1	+1	±0
県最賃	3	7	12	16	17	23	24
冷食	1	0	2	3	2	2	15
機械	5	7	10	13	14	19	21
造船	4	6	9	14	16	21	22
電気	6	8	10	13	15	17	19



Press Release

報道関係者 各位

平成 29 年 8 月 17 日

【照会先】

労働基準局 賃金課

課長 武田 康祐

主任中央賃金指導官 菊池 泰文

中央賃金指導官 伊勢 久忠

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5531、5546)

(直通電話) 03(3502)6758

すべての都道府県で地域別最低賃金の改定額が答申されました

～答申での全国加重平均額は昨年度から 25 円引上げの 848 円～

厚生労働省は、都道府県労働局に設置されているすべての地方最低賃金審議会が、今までに答申した平成 29 年度の地域別最低賃金の改定額（以下「改定額」）を取りまとめました。改定額および発効予定年月日は別紙のとおりです。

これは、7 月 27 日に厚生労働大臣の諮問機関である中央最低賃金審議会が示した「平成 29 年度地域別最低賃金額改定の目安について」などを参考として、各地方最低賃金審議会で調査・審議した結果を取りまとめたものです。

答申された改定額は、都道府県労働局での関係労使からの異議申出に関する手続を経た上で、都道府県労働局長の決定により、9 月 30 日から 10 月中旬までに順次発効される予定です。

【平成 29 年度 地方最低賃金審議会の答申のポイント】

- ・ 改定額の全国加重平均額は 848 円（昨年度 823 円）
- ・ 全国加重平均額 25 円の引上げは、最低賃金額が時給のみで示されるようになつた平成 14 年度以降、昨年度と並んで最大の引上げ
- ・ 最高額（東京都 958 円）に対する最低額（高知県等 8 県 737 円）の比率は、76.9%（昨年度は 76.6%。なお、この比率は一昨年度から 3 年連続の改善）

（別紙）平成 29 年度 地域別最低賃金額答申状況

（参考）地域別最低賃金の改正手続の流れ

(別紙)

平成29年度地域別最低賃金時間額答申状況

都道府県名	答申された改定額【円】	引上げ額【円】	(発効予定期月日)
北海道	810 (786)	24	(平成29年10月1日)
青森	738 (716)	22	(平成29年10月6日)
岩手	738 (716)	22	(平成29年10月1日)
宮城	772 (748)	24	(平成29年10月1日)
秋田	738 (716)	22	(平成29年10月1日)
山形	739 (717)	22	(平成29年10月6日)
福島	748 (726)	22	(平成29年10月1日)
茨城	796 (771)	25	(平成29年10月1日)
栃木	800 (775)	25	(平成29年10月1日)
群馬	783 (759)	24	(平成29年10月1日)
埼玉	871 (845)	26	(平成29年10月1日)
千葉	868 (842)	26	(平成29年10月1日)
東京	958 (932)	26	(平成29年10月1日)
神奈川	956 (930)	26	(平成29年10月1日)
新潟	778 (753)	25	(平成29年10月1日)
富山	795 (770)	25	(平成29年10月1日)
石川	781 (757)	24	(平成29年10月1日)
福井	778 (754)	24	(平成29年10月1日)
山梨	784 (759)	25	(平成29年10月13日)
長野	795 (770)	25	(平成29年10月1日)
岐阜	800 (776)	24	(平成29年10月1日)
静岡	832 (807)	25	(平成29年10月4日)
愛知	871 (845)	26	(平成29年10月1日)
三重	820 (795)	25	(平成29年10月1日)
滋賀	813 (788)	25	(平成29年10月5日)
京都	856 (831)	25	(平成29年10月1日)
大阪	909 (883)	26	(平成29年9月30日)
兵庫	844 (819)	25	(平成29年10月1日)
奈良	786 (762)	24	(平成29年10月1日)
和歌山	777 (753)	24	(平成29年10月1日)
鳥取	738 (715)	23	(平成29年10月6日)
島根	740 (718)	22	(平成29年10月1日)
岡山	781 (757)	24	(平成29年10月1日)
広島	818 (793)	25	(平成29年10月1日)
山口	777 (753)	24	(平成29年10月1日)
徳島	740 (716)	24	(平成29年10月5日)
香川	766 (742)	24	(平成29年10月1日)
愛媛	739 (717)	22	(平成29年10月1日)
高知	737 (715)	22	(平成29年10月13日)
福岡	789 (765)	24	(平成29年10月1日)
佐賀	737 (715)	22	(平成29年10月5日)
長崎	737 (715)	22	(平成29年10月6日)
熊本	737 (715)	22	(平成29年10月1日)
大分	737 (715)	22	(平成29年10月1日)
宮崎	737 (714)	23	(平成29年10月6日)
鹿児島	737 (715)	22	(平成29年10月1日)
沖縄	737 (714)	23	(平成29年10月1日)
全国加重平均額	848 (823)	25	—

※1 括弧書きは、平成28年度地域別最低賃金額

※2 「発効予定期月日」欄の日付は異議審がない場合の最短のもの。

平成29年度 特定最低賃金の審議・決定状況

資料No.

7

直近改定 が27年度 以前	項番	都道府県	地域別 最 高	業種	改定前額		改定額		引上げ額		申出	申出 種別	官 報 公示日	効 力 発生日
					日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額				
	1	北海道	810	食品	-	830	-	850	-	+20	改正	公正	11/1	12/1
	2	北海道	810	鉄鋼	-	900	-	927	-	+27	改正	協約	10/27	12/1
	3	北海道	810	電気機械	-	821	-	842	-	+21	改正	協約	10/31	12/1
	4	北海道	810	輸送機械	-	825	-	845	-	+20	改正	協約	10/31	12/1
	5	青森	738	鉄鋼	-	835	-	855	-	+20	改正	協約	11/20	12/21
	6	青森	738	電気機械	-	765	-	785	-	+20	改正	公正	11/20	12/21
	7	青森	738	各種商品小売	-	758	-	777	-	+19	改正	公正	11/20	12/21
	8	青森	738	自動車小売	-	798	-	817	-	+19	改正	公正	11/20	12/21
	9	岩手	738	鉄鋼・金属製品	-	790	-	809	-	+19	改正	協約	11/30	12/30
	10	岩手	738	精密機械	-	774	-	790	-	+16	改正	公正	11/30	12/30
	11	岩手	738	電気機械	-	756	-	775	-	+19	改正	公正	11/30	12/30
	12	岩手	738	百貨店	-	-	-	780	-	-	新設	公正	11/30	12/30
	13	岩手	738	各種商品小売	-	767	-	-	-	-	無			
	14	岩手	738	自動車小売	-	800	-	819	-	+19	改正	公正	11/30	12/30
	15	宮城	772	鉄鋼	-	847	-	872	-	+25	改正	協約	11/14	12/15
	16	宮城	772	電気機械	-	798	-	819	-	+21	改正	公正	11/15	12/15
	17	宮城	772	自動車小売	-	815	-	840	-	+25	改正	公正	11/9	12/15
	18	秋田	738	非鉄金属	-	834	-	851	-	+17	改正	協約	11/20	12/24
	19	秋田	738	電気機械	-	766	-	786	-	+20	改正	協約	11/15	12/24
	20	秋田	738	輸送機械	-	805	-	822	-	+17	改正	協約	11/20	12/24
	21	秋田	738	自動車小売	-	794	-	814	-	+20	改正	協約	11/15	12/24
	22	山形	739	一般機械	-	798	-	816	-	+18	改正	公正	11/24	12/25
	23	山形	739	電気機械	-	782	-	800	-	+18	改正	公正	11/24	12/25
	24	山形	739	輸送機械	-	797	-	815	-	+18	改正	公正	11/24	12/25
	25	山形	739	自動車整備	-	801	-	819	-	+18	改正	公正	11/24	12/25
	26	福島	748	非鉄金属	-	831	-	847	-	+16	改正	協約	11/16	12/16
	27	福島	748	精密機械	-	816	-	832	-	+16	改正	公正	11/6	12/6
	28	福島	748	電気機械	-	782	-	798	-	+16	改正	公正	10/27	11/26
	29	福島	748	輸送機械	-	818	-	834	-	+16	改正	協約	11/9	12/9
	30	福島	748	自動車小売	-	815	-	831	-	+16	改正	公正	11/9	12/9
	31	茨城	796	鉄鋼	-	871	-	892	-	+21	改正	協約	11/24	12/31
	32	茨城	796	一般機械	-	841	-	859	-	+18	改正	協約	11/24	12/31
	33	茨城	796	精密機械・電気機械	-	837	-	855	-	+18	改正	協約	11/29	12/31
	34	茨城	796	各種商品小売	-	811	-	828	-	+17	改正	協約	11/16	12/31
	35	栃木	800	塗料	-	904	-	923	-	+19	改正	協約	11/29	12/31
	36	栃木	800	一般機械	-	851	-	869	-	+18	改正	公正	11/20	12/31
	37	栃木	800	精密機械	-	851	-	869	-	+18	改正	公正	11/16	12/31
	38	栃木	800	電気機械	-	851	-	869	-	+18	改正	協約	11/29	12/31
	39	栃木	800	輸送機械	-	856	-	875	-	+19	改正	協約	11/17	12/31
	40	栃木	800	各種商品小売	-	817	-	837	-	+20	改正	協約	11/22	12/31
	41	群馬	783	鉄鋼	-	857	-	876	-	+19	改正	協約	11/22	12/22
	42	群馬	783	一般機械	-	846	-	865	-	+19	改正	公正	11/22	12/22
	43	群馬	783	電気機械	-	845	-	865	-	+20	改正	公正	11/22	12/22
	44	群馬	783	輸送機械	-	846	-	865	-	+19	改正	公正	11/22	12/22
	45	埼玉	871	非鉄金属	-	884	-	904	-	+20	改正	協約	11/1	12/1
	46	埼玉	871	電子部品	-	889	-	909	-	+20	改正	協約	11/1	12/1
	47	埼玉	871	輸送機械	-	898	-	918	-	+20	改正	協約	11/1	12/1
	48	埼玉	871	光学機械器具	-	897	-	917	-	+20	改正	協約	11/1	12/1
	49	埼玉	871	各種商品小売	-	849	-	-	-	-	無			
		埼玉	871	百貨店	-	-	-	-	-	-	新設	協約		
	50	埼玉	871	自動車小売	-	897	-	916	-	+19	改正	協約	11/1	12/1
	51	千葉	868	食品	-	868	-	889	-	+21	改正	公正	11/24	12/25
	52	千葉	868	鉄鋼	-	915	-	938	-	+23	改正	協約	10/30	12/25
	53	千葉	868	一般機械	-	884	-	902	-	+18	改正	公正	11/24	12/25

平成29年度 特定最低賃金の審議・決定状況

直近改定 が27年度 以前	項番	都道府県	地域別 最 貨	業種	改定前額		改定額		引上げ額		申出	申出 種別	官 報 公示日	効 力 発生日
					日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額				
	54	千 葉	868	精密機械	-	869	-	887	-	+18	改正	公正	11/2	12/25
	55	千 葉	868	電気機械	-	887	-	906	-	+19	改正	協約	11/24	12/25
	56	千 葉	868	各種商品小売	-	848	-	-	-	-	改正	公正		
	57	千 葉	868	自動車(新車)小売	-	880	-	900	-	+20	改正	公正	11/9	12/25
26.3.23	58	東 京	958	鉄鋼	-	871	-	-	-	-	改正	協約		
22.12.31	59	東 京	958	一般機械	-	832	-	-	-	-	改正	協約		
22.12.31	60	東 京	958	電気機械①	-	829	-	-	-	-	新設	協約		
24.2.18	61	東 京	958	輸送機械	-	838	-	-	-	-	改正	協約		
24.12.31	62	東 京	958	出版	-	857	-	-	-	-	無			
21.12.31	63	東 京	958	各種商品小売	-	792	-	-	-	-	無			
27.3.1	64	神 奈 川	956	塗料	-	894	-	-	-	-	改正	協約		
26.3.15	65	神 奈 川	956	鉄鋼	-	874	-	-	-	-	改正	協約		
22.12.20	66	神 奈 川	956	電線・ケーブル	-	821	-	-	-	-	新設	協約		
25.3.1	67	神 奈 川	956	一般機械	-	857	-	-	-	-	新設	公正		
27.3.1	68	神 奈 川	956	電気機械	-	890	-	-	-	-	新設	協約		
25.3.1	69	神 奈 川	956	自動車製造	-	855	-	-	-	-	新設	協約		
23.12.21	70	神 奈 川	956	自動車小売	-	842	-	-	-	-	新設	協約		
	71	新 潟	778	電気機械	-	852	-	870	-	+18	改正	協約	11/21	12/21
	72	新 潟	778	各種商品小売	-	800	-	810	-	+10	改正	公正	11/24	12/31
	73	新 潟	778	自動車(新車)小売	-	859	-	877	-	+18	改正	公正	11/29	12/29
27.12.26	74	富 山	795	非鉄金属・金属製品	-	781	-	-	-	-	無			
	75	富 山	795	一般機械・輸送機械	-	846	-	864	-	+18	改正	協約	11/17	12/17
	76	富 山	795	電気機械	-	786	-	800	-	+14	改正	協約	11/22	12/22
	77	富 山	795	百貨店	-	810	-	820	-	+10	改正	協約	11/6	12/6
23.1.20	78	富 山	795	自動車小売	-	769	-	-	-	-	無			
	79	石 川	781	繊維	-	758	-	782	-	+24	改正	協約	11/24	12/31
11.12.26	80	石 川	781	金属製品	6,102	763	-	-	-	-	無			
	81	石 川	781	金属製品・一般機械・電気機器	-	863	-	880	-	+17	改正	公正	11/20	12/31
	82	石 川	781	電気機械	-	810	-	826	-	+16	改正	協約	11/22	12/31
	83	石 川	781	輸送機械	-	863	-	880	-	+17	改正	協約	11/20	12/31
	84	石 川	781	百貨店	-	811	-	820	-	+9	改正	公正	11/9	12/31
	85	福 井	778	繊維	-	756	-	780	-	+24	改正	公正	11/20	12/24
	86	福 井	778	一般機械	-	829	-	844	-	+15	改正	協約	11/20	12/24
	87	福 井	778	電気機械	-	806	-	820	-	+14	改正	協約	11/9	12/24
23.12.24	88	福 井	778	各種商品小売	-	750	-	-	-	-	無			
	89	福 井	778	百貨店	-	799	-	805	-	+6	改正	協約	11/6	12/24
	90	山 梨	784	電気機械	-	851	-	869	-	+18	改正	公正	11/27	12/27
	91	山 梨	784	輸送機械	-	857	-	875	-	+18	改正	協約	11/15	12/15
	92	長 野	795	印刷製版	-	781	-	809	-	+28	改正	公正	11/15	12/31
	93	長 野	795	一般機械・輸送機械	-	848	-	865	-	+17	改正	公正	10/24	11/27
	94	長 野	795	精密機械・電気機械	-	837	-	854	-	+17	改正	公正	10/23	11/27
	95	長 野	795	各種商品小売	-	800	-	817	-	+17	改正	協約	11/9	12/31
	96	岐 阜	800	電気機械	-	829	-	846	-	+17	改正	協約	11/20	12/21
	97	岐 阜	800	輸送機械(自)	-	872	-	890	-	+18	改正	協約	11/15	12/21
	98	岐 阜	800	輸送機械(航)	-	917	-	931	-	+14	改正	協約	11/13	12/21
27.12.31	99	静 岡	832	製紙	-	786	-	-	-	-	無			
	100	静 岡	832	ゴム	-	847	-	862	-	+15	改正	公正	11/7	12/29
	101	静 岡	832	鉄鋼・非鉄金属	-	882	-	898	-	+16	改正	公正	11/15	12/29
	102	静 岡	832	一般機械・輸送機械	-	894	-	911	-	+17	改正	公正	11/24	12/29
	103	静 岡	832	電気機械	-	866	-	882	-	+16	改正	協約	11/24	12/29
	104	静 岡	832	各種商品小売	-	836	-	850	-	+14	改正	協約	11/24	12/29
20.12.16	105	愛 知	871	繊維	-	732	-	-	-	-	改正	協約		
	106	愛 知	871	鉄鋼	-	926	-	941	-	+15	改正	協約	11/16	12/16
	107	愛 知	871	一般機械	-	896	-	911	-	+15	改正	協約	11/16	12/16

平成29年度 特定最低賃金の審議・決定状況

直近改定 が27年度 以前	項番	都道府県	地域別 最 高	業種	改定前額		改定額		引上げ額		申出	申出 種別	官 報 公示日	効 力 発生日
					日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額				
	108	愛 知	871	精密機械	-	856	-	875	-	+19	改正	協約	11/16	12/16
	109	愛 知	871	電気機械	-	867	-	883	-	+16	改正	協約	11/16	12/16
	110	愛 知	871	輸送機械	-	904	-	919	-	+15	改正	協約	11/16	12/16
	111	愛 知	871	各種商品小売	-	847	-	-	-	-	改正	協約		
19.12.16	112	愛 知	871	自動車(新車)小売①	-	800	-	-	-	-	無			
	113	愛 知	871	自動車(新車)小売②	-	888	-	904	-	+16	改正	協約	11/16	12/16
	114	三 重	820	窯業	-	844	-	861	-	+17	改正	協約	11/20	12/20
10.12.15	115	三 重	820	鉄鋼	5,907	739	-	-	-	-	無			
	116	三 重	820	非鉄金属	-	864	-	881	-	+17	改正	協約	11/20	12/20
	117	三 重	820	金属製品	-	843	-	-	-	-	無			
15.12.15	118	三 重	820	一般機械	-	762	-	-	-	-	無			
	119	三 重	820	電気機械	-	850	-	867	-	+17	改正	協約	11/20	12/20
	120	三 重	820	輸送機械	-	885	-	902	-	+17	改正	協約	11/20	12/20
	121	滋 賀	813	繊維	-	789	-	-	-	-	改正	協約		
	122	滋 賀	813	窯業	-	874	-	888	-	+14	改正	公正	11/29	12/29
16.12.18	123	滋 賀	813	鉄鋼	-	775	-	-	-	-	無			
	124	滋 賀	813	一般機械	-	875	-	891	-	+16	改正	公正	11/29	12/29
	125	滋 賀	813	精密機械・電気機械	-	859	-	875	-	+16	改正	協約	11/29	12/29
	126	滋 賀	813	輸送機械	-	880	-	896	-	+16	改正	公正	11/29	12/29
	127	滋 賀	813	各種商品小売	-	803	-	818	-	+15	改正	公正	11/29	12/29
22.12.18	128	京 都	856	印刷	-	765	-	-	-	-	無			
	129	京 都	856	金属製品	-	885	-	902	-	+17	改正	協約	11/21	12/21
20.12.21	130	京 都	856	一般機械	-	822	-	-	-	-	無			
	131	京 都	856	電気機械	-	883	-	900	-	+17	改正	協約	11/21	12/21
	132	京 都	856	輸送機械	-	889	-	907	-	+18	改正	協約	11/21	12/21
	133	京 都	856	各種商品小売	-	837	-	860	-	+23	改正	協約	11/21	12/21
	134	京 都	856	自動車小売	5,926	741	-	-	-	-	無			
9.12.21	135	京 都	856	自動車(新車)小売	-	835	-	860	-	+25	改正	公正	11/21	12/21
	136	大 阪	909	塗料	-	912	-	930	-	+18	改正	協約	10/31	11/30
	137	大 阪	909	鉄鋼	-	908	-	926	-	+18	改正	協約	10/26	11/30
	138	大 阪	909	非鉄金属	-	885	-	910	-	+25	改正	公正	10/27	11/30
	139	大 阪	909	一般機械・輸送機械	-	894	-	912	-	+18	改正	協約	10/26	11/25
	140	大 阪	909	電気機械	-	885	-	910	-	+25	改正	協約	10/25	11/30
	141	大 阪	909	輸送機械(自)	-	892	-	914	-	+22	改正	公正	10/25	11/30
	142	大 阪	909	自動車小売	-	884	-	910	-	+26	改正	協約	10/25	11/30
28.3.1	143	兵 庫	844	繊維	-	800	-	-	-	-	無			
	144	兵 庫	844	塗料	-	918	-	932	-	+14	改正	協約	10/25	12/1
	145	兵 庫	844	鉄鋼	-	906	-	922	-	+16	改正	協約	10/26	12/1
	146	兵 庫	844	一般機械	-	886	-	900	-	+14	改正	公正	10/19	12/1
	147	兵 庫	844	精密機械	-	842	-	855	-	+13	改正	協約	10/27	12/1
	148	兵 庫	844	電気機械	-	840	-	852	-	+12	改正	協約	10/25	12/1
	149	兵 庫	844	輸送機械	-	919	-	933	-	+14	改正	協約	10/25	12/1
28.2.1	150	兵 庫	844	各種商品小売	-	797	-	-	-	-	無			
	151	兵 庫	844	自動車小売	-	850	-	861	-	+11	改正	公正	10/19	12/1
	152	奈 良	786	一般機械	-	846	-	860	-	+14	改正	協約	11/27	12/27
	153	奈 良	786	電気機械	-	837	-	849	-	+12	改正	協約	11/27	12/27
	154	奈 良	786	自動車小売	-	840	-	851	-	+11	改正	協約	11/27	12/27
旧産別	155	奈 良	786	木材	6,527	816	-	-	-	-	無			
	156	和 歌 山	777	鉄鋼	-	871	-	895	-	+24	改正	協約	11/30	12/30
	157	和 歌 山	777	百貨店	-	799	-	810	-	+11	改正	公正	11/29	12/30
	158	鳥 取	738	電気機械	-	764	-	774	-	+10	改正	協約	12/12	1/11
	159	鳥 取	738	各種商品小売	-	718	-	-	-	-	無			
	160	島 根	740	鉄鋼	-	836	-	859	-	+23	改正	公正	10/23	11/22
	161	島 根	740	一般機械	-	820	-	841	-	+21	改正	公正	10/31	11/30

平成29年度 特定最低賃金の審議・決定状況

直近改定 が27年度 以前	項番	都道府県	地域別 最 高	業種	改定前額		改定額		引上げ額		申出	申出 種別	官 報 公示日	効 力 発生日	
					日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額					
	162	島	根	740	電気機械	-	756	-	775	-	+19	改正	公正	10/30	11/29
	163	島	根	740	輸送機械	-	812	-	833	-	+21	改正	公正	11/10	12/10
	164	島	根	740	百貨店	-	748	-	750	-	+2	改正	公正	10/23	11/22
	165	島	根	740	自動車(新車)小売	-	790	-	812	-	+22	改正	協約	10/27	11/26
	166	岡	山	781	喫業	-	880	-	899	-	+19	改正	公正	11/10	12/10
	167	岡	山	781	鉄鋼	-	896	-	916	-	+20	改正	協約	11/14	12/14
	168	岡	山	781	一般機械	-	873	-	892	-	+19	改正	公正	11/21	12/21
	169	岡	山	781	電気機械	-	809	-	830	-	+21	改正	公正	11/1	12/1
	170	岡	山	781	輸送機械(自)	-	858	-	877	-	+19	改正	公正	11/20	12/20
	171	岡	山	781	輸送機械(船)	-	890	-	909	-	+19	改正	協約	11/16	12/16
	172	岡	山	781	各種商品小売	-	816	-	835	-	+19	改正	公正	11/20	12/20
	173	広	島	818	鉄鋼	-	901	-	922	-	+21	改正	協約	12/1	12/31
	174	広	島	818	金属製品	-	863	-	882	-	+19	改正	公正	12/1	12/31
	175	広	島	818	一般機械	-	870	-	890	-	+20	改正	公正	12/1	12/31
	176	広	島	818	電気機械	-	831	-	851	-	+20	改正	協約	12/1	12/31
	177	広	島	818	輸送機械(自)	-	850	-	870	-	+20	改正	協約	12/1	12/31
	178	広	島	818	輸送機械(船)	-	893	-	912	-	+19	改正	公正	12/1	12/31
	179	広	島	818	各種商品小売	-	821	-	838	-	+17	改正	協約	12/1	12/31
	180	広	島	818	自動車小売	-	848	-	868	-	+20	改正	公正	12/1	12/31
	181	山	口	777	鉄鋼・非鉄金属	-	890	-	913	-	+23	改正	協約	11/15	12/15
	182	山	口	777	電気機械	-	815	-	839	-	+24	改正	協約	11/14	12/15
	183	山	口	777	輸送機械	-	858	-	883	-	+25	改正	協約	11/15	12/15
	184	山	口	777	百貨店	-	779	-	795	-	+16	改正	協約	11/14	12/15
	185	徳	島	740	木材	-	824	-	840	-	+16	改正	公正	11/2	12/21
	186	徳	島	740	一般機械	-	857	-	877	-	+20	改正	公正	11/13	12/21
	187	徳	島	740	電気機械	-	822	-	841	-	+19	改正	公正	11/10	12/21
	188	香	川	766	食品	-	752	-	767	-	+15	改正	公正	11/6	12/15
	189	香	川	766	一般機械	-	869	-	890	-	+21	改正	公正	11/14	12/15
	190	香	川	766	電気機械	-	822	-	841	-	+19	改正	公正	11/9	12/15
	191	香	川	766	輸送機械(船)	-	881	-	903	-	+22	改正	公正	11/14	12/15
	192	愛	媛	739	製紙	-	847	-	869	-	+22	改正	公正	11/17	12/25
	193	愛	媛	739	一般機械	-	856	-	877	-	+21	改正	協約	11/20	12/25
	194	愛	媛	739	電気機械	-	829	-	849	-	+20	改正	協約	11/16	12/25
	195	愛	媛	739	輸送機械(船)	-	867	-	886	-	+19	改正	公正	11/21	12/25
	196	愛	媛	739	各種商品小売	-	758	-	772	-	+14	改正	公正	11/20	12/25
	197	高	知	737	電気機械	-	766	-	776	-	+10	改正	協約	11/21	12/21
	198	高	知	737	一般貨物	-	910	-	-	-	-	改正	協約		
旧産別	199	高	知	737	道路貨物	-	720	-	-	-	-	無			
	200	福	岡	789	鉄鋼	-	903	-	927	-	+24	改正	協約	11/9	12/10
	201	福	岡	789	電気機械	-	857	-	881	-	+24	改正	協約	11/9	12/10
	202	福	岡	789	輸送機械	-	880	-	902	-	+22	改正	協約	11/9	12/10
	203	福	岡	789	百貨店	-	824	-	846	-	+22	改正	協約	11/9	12/10
	204	福	岡	789	自動車(新車)小売	-	870	-	892	-	+22	改正	協約	11/9	12/10
	205	佐	賀	737	陶磁器	-	716	-	738	-	+22	改正	公正	11/2	12/2
	206	佐	賀	737	一般機械	-	810	-	827	-	+17	改正	公正	12/4	1/3
	207	佐	賀	737	電気機械	-	774	-	795	-	+21	改正	協約	11/22	12/22
	208	長	崎	737	一般機械	-	829	-	846	-	+17	改正	公正	11/14	12/14
	209	長	崎	737	電気機械	-	765	-	785	-	+20	改正	公正	11/29	12/29
	210	長	崎	737	輸送機械(船)	-	832	-	846	-	+14	改正	協約	11/15	12/15
	211	熊	本	737	電気機械	-	759	-	782	-	+23	改正	協約	11/15	12/15
	212	熊	本	737	輸送機械	-	808	-	832	-	+24	改正	協約	11/15	12/15
27.12.13	213	熊	本	737	百貨店	-	712	-	740	-	+28	改正	協約	11/15	12/15
	214	大	分	737	鉄鋼	-	861	-	887	-	+26	改正	協約	11/10	12/25

平成29年度 特定最低賃金の審議・決定状況

直近改定 が27年度 以前	項番	都道府県	地域別 最 高 賃	業種	改定前額		改定額		引上げ額		申出	申出 種別	官 報 公示日	効 力 発生日
					日額	時間額	日額	時間額	日額	時間額				
	215	大 分	737	非鉄金属	-	846	-	866	-	+20	改正	協約	11/16	12/25
	216	大 分	737	電気機械	-	764	-	784	-	+20	改正	公正	11/20	12/25
	217	大 分	737	輸送機械(自・船)	-	813	-	833	-	+20	改正	公正	11/24	12/25
	218	大 分	737	各種商品小売	-	716	-	-	-	-	改正	公正		
	219	大 分	737	自動車(新車)小売	-	780	-	799	-	+19	改正	公正	11/20	12/25
26.12.26	220	宮 崎	737	食品	-	678	-	-	-	-	改正	公正		
	221	宮 崎	737	電気機械	-	740	-	755	-	+15	改正	公正	11/29	12/29
27.12.24	222	宮 崎	737	各種商品小売	-	705	-	-	-	-	改正	協約		
	223	宮 崎	737	自動車(新車)小売	-	767	-	784	-	+17	改正	協約	11/30	12/30
	224	鹿 児 島	737	電気機械	-	745	-	765	-	+20	改正	協約	12/7	1/6
26.12.26	225	鹿 児 島	737	百貨店	-	693	-	-	-	-	改正	協約		
	226	鹿 児 島	737	自動車(新車)小売	-	780	-	799	-	+19	改正	協約	11/22	12/22
25.12.11	227	沖 縄	737	食品(畜)	-	683	-	-	-	-	無			
	228	沖 縄	737	食品(糖)	-	726	-	747	-	+21	改正	公正	10/12	11/11
25.11.23	229	沖 縄	737	食品(飲)	-	686	-	-	-	-	無			
	230	沖 縄	737	新聞	-	795	-	808	-	+13	改正	公正	10/16	11/15
	231	沖 縄	737	各種商品小売	-	723	-	745	-	+22	改正	公正	10/24	11/23
	232	沖 縄	737	自動車(新車)小売	-	732	-	750	-	+18	改正	公正	10/23	11/22